

○石岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成17年10月1日

規則第10号

改正 平成28年3月29日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、石岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年石岡市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 市長は、条例第2条の規定により指定管理者を公募するときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

- (1) 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
- (2) 管理を行わせる公の施設の概要
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (5) 申請の方法及び申請期間
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 条例第3条に規定する申請書は、公の施設に係る指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

2 条例第3条に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 団体の登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者の身分証明書）
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- (3) 指定の申請の日の属する事業年度における団体等の事業計画書及び収支予算書
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (6) 条例第3条に規定する事業計画書に係る収支予算書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(通知)

第4条 市長は、条例第4条の規定による指定をしたときは、指定された法人その他の団体（以下「団体等」という。）に対し、公の施設に係る指定管理者指定書（様式第2号）を交付する。

2 市長は、条例第4条の規定による指定をしなかったときは、指定されなかった団体等に対し、公の施設に係る指定管理者不指定通知書（様式第3号）により通知する。

(指定の取消し等)

第5条 条例第10条の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、公の施設に係る指定管理者指定取消（業務停止）命令書（様式第4号）によるものとする。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第6条 この規則を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合は、本則中「市長」とあるのは「教育委員会」と、様式中「石岡市長」とあるのは「石岡市教育委員会」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の八郷町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成16年八郷町規則第24号）の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年3月29日規則第10号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。